

山鹿市対面接客店舗等感染防止対策支援事業補助金 申請要領

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と経済活動維持の両立を図るため、感染リスクの高い対面での接客を行う店舗内の感染防止対策にかかる費用を補助し、感染拡大の防止と安心安全な環境の整備を目的とする。

2. 補助対象者

山鹿市内に対面接客を行う店舗等をかまえ、引き続き山鹿市内で事業活動を行う中小事業者であって、次の全ての要件を満たす者とします。

- (1) 事業者間取引を含み、対面での接客を行うスペースの感染対策を行っていること。
- (2) 許可又は登録を必要とする業種については当該許認可等を受けていること。
- (3) 申請の経費に関して、国県市町村等が実施する他補助金等を受けていないこと。
- (4) 市税等の滞納がないこと。
- (5) 反社会的勢力との関わりがないこと。
- (6) 業種別に定める新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。
- (7) 熊本県の「感染防止対策チェックリスト」を店舗の見やすい場所に掲示していること。

※ただし、次に該当する場合は補助対象外となります。

- 国県が実施する同種の補助制度対象となる業種（飲食業、宿泊業、医療機関、薬局、福祉施設[介護、障がい、子育て]、路線バス等）
- 政治団体、宗教上の組織・団体、国県及び公的機関
- 事務や作業のみを行う事業所、インターネット販売のみを行う事業所（対面接客を行わない事業所）
- 住居併用店舗で、住居との明確な仕切りのない事業所
- 住居併用事務所で、来客者専用の出入口がない事業所
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」を行う事業者
- 暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者

3. 補助内容

(1) 補助対象経費

令和3年7月1日（木）から令和3年11月30日（火）までに購入・設置・支払いがなされた、対面接客を行うスペースで使用・設置する下記の経費。

手指用アルコール消毒液（アルコール度数60%以上に限る）、アクリル仕切り版、飛沫防止シート、CO₂測定器、非接触型手指消毒器、非接触型体温計、サーマルカメラの購入費、換気扇の購入・設置費

- (2) 補助率：3/4
- (3) 補助限度額：1店舗10万円（補助下限額1万円）※千円未満切捨
- (4) 申請回数：1店舗あたり1回限りとし、複数の店舗を有する者は店舗ごとに申請可能です。（ただし、同一経費の重複申請は不可。）

※ただし、次に該当する場合は補助対象外となります。

- 個人事業主名や法人名以外で購入した経費
- 事務スペースや休憩室、工場など対面接客を行わない箇所で使用・設置する経費
- 対象経費の導入に係る送料、手数料、長期保証料、消耗品（電池、フィルターなど）
- 自社内部及び関連企業等との取引等（自己取引や申請者と購入店舗の経営者が同一又は会社法に定める親子会社、1親等以内の親族間取引である場合など）
- リース、中古品、フリーマーケット等による購入
- 市場価格に比べて著しく購入価格が高額である物を購入する場合

4. 申請手続

補助対象となる物品等の購入後、支払い済みの経費について申請してください。
なお、領収書等がない場合は申請できません。また、申請書類は返却いたしません。

【申請書類】

- 対面接客店舗等感染防止対策支援事業補助金交付申請書兼請求書

◆事業所を確認する書類◆

- 確定申告書の写し（下記の①から③のいずれか）
 - ①法人：令和2年分法人税確定申告書第一表の写し
 - ②個人：令和2年分確定申告書B第一表の写し又は令和3年度市県民税申告書の写し
 - ③令和3年1月以降に創業の場合は開業届の写し
- 店舗の外観及び店内の対面接客スペースがわかる写真
- 振込先口座の通帳の写し（表面と1ページ目の2箇所）
- 個人事業主の場合、申請者本人であることを証するもの（運転免許証、健康保険証などの写し。法人の場合は不要。）
- 個人事業主で山鹿市外に居住の方は、居住する市町村の税の滞納がないことを証明する書類（未納がない証明など）※納税証明書ではありません。

◆購入物を確認する書類◆

- 購入物の店内設置状況がわかる写真
- 領収書、レシート等の写し（補助対象経費の支出明細がわかること）
※法人の場合は会社名、個人の場合は事業主名が記載されていること。
※購入日、購入物の内容（品名、メーカー、品番など）、個数、金額、消費税、店舗名称（販売店）等が記載されていること。
※上記の記載がない場合、購入物が確認できる明細書、納品書、注文書等を別途添付すること。

【申請書類の取得方法】

次の方法で「申請書」の様式を入手することができます。

- 山鹿市のホームページからダウンロード
- 山鹿市商工観光課、各市民センター、山鹿商工会議所、山鹿市商工会で配布

【申請方法】

感染防止対策として、原則、申請書類を次の宛先に郵送してください。

※「特定記録」で郵送すれば、郵便局で引き受けの記録（受領証）が渡され、インターネット上で配達状況を確認できます。

〒861-0592 山鹿市山鹿 987-3 山鹿市役所 商工観光課 対面接客支援窓口 宛

5. 申請受付期間

令和3年7月1日（木）～令和3年12月10日（金）消印有効

6. その他

申請書類受理後、その内容を審査し適正と認められる場合は、補助金交付決定通知書を送付し、補助金を振り込みます。

補助金の交付後、交付要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、補助金の全額を返還いただきます。

<お問合せ先> 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

山鹿市商工観光課 43-1579

山鹿商工会議所 43-4111 山鹿市商工会 46-2141